平成２９年（フ）第９２号
滋賀県彦根市芹町10番28―203号、前住所大阪府堺市中区深井清水町3768番地２　ジャン・プラス・ソック深井Ⅱ504
債務者　川瀬奈都生
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９４号
滋賀県彦根市開出今町1400番地２（206号）
債務者　嘉藤　宏明
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０１号
滋賀県近江八幡市江頭町949番地５、前住所滋賀県近江八幡市出町233番地
債務者　小溝　輝子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４４５号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目６番１号　春日ハイツＢ―101号
債務者　高松　佳弘
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４９号
兵庫県尼崎市西川１丁目３番１号
債務者　岡田　教生
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５２号
長崎県長崎市滑石２丁目１番45―403号
債務者　冨山　章三
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
長崎県長崎市矢上町37番17号　林田アパートＢ201、旧住所長崎県長崎市戸石町2816番地16　マーレカーサ102号室
債務者　原田　　愛（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘５番４号公住28―110
債務者　石井　法子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
北海道様似郡様似町大通１丁目65番地
債務者　武田まさ子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第４５１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ10棟16
債務者　猪股　和希
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
宮城県伊具郡丸森町耕野字入50番地
債務者　杉本さゆり
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２６号
秋田県にかほ市両前寺字谷地34番地３　市営住宅はまなすＢ－６
債務者　岩谷　郁恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第９１号
福島市蓬莱町５丁目１番36―７号
債務者　伊藤　　翠
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
千葉県館山市八幡821番地
債務者　土井　将之
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４４号
岐阜県可児市下恵土4003番地１
債務者　掛布　健司
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第６１２号
愛知県北名古屋市片場白山２番地２　ヴィラ白山102号
債務者　近藤　美敬
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６２号
名古屋市南区三吉町５丁目47番地　ニューマンション丸由Ａ－１号
債務者　中山　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部